

						事務処理欄	
課長	課長補佐	課長補佐	係長	係員	受付	確認	入力

東日本大震災に係る被災代替家屋特例適用申告書

令和 年 月 日

相馬市長

申告者の住所 _____

申告者の氏名 (名称) _____ ⑤

電話番号 _____

個人番号又は法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

東日本大震災により被災した家屋に代わるものとして取得したので、地方税法附則第 56 条 (第 11 項・第 14 項) の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

納 税 義 務 者	住 所	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ		
	氏名又は名称	被災家屋の所有者との関係 ()		
代 替 家 屋	所 在 地	相馬市		
	家 屋 番 号		床面積	m ²
	共 有 持 分		種 類	
	取 得 年 月 日	令和 年 月 日	構 造	造
	取 得 の 状 況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 <input type="checkbox"/> その他 ()		

被 災 家 屋	所有者の住所				
	所 有 者 の 氏名又は名称				
	所 在 地	<input type="checkbox"/> 被災家屋所有者と同じ (家屋番号 :)			
	種 類		床面積	m ²	共有持分
	処 分 方 法	<input type="checkbox"/> 解 体 <input type="checkbox"/> その他 () 年 月 日処分			

- ※添付書類：市外から転入の場合は、名寄帳等（被災家屋のわかるもの）・罹災証明書等が必要です。
- ※「被災家屋」とは、東日本大震災により滅失（流失）し、又は損壊した家屋（地方税法附則第 56 条第 11 項）、また、警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（地方税法附則第 56 条第 14 項）をいう。
- ※「代替家屋」とは、被災家屋に代わるものとして取得した家屋をいう。
- ※特例の適用要件については、裏面をご覧ください。

◎ 特例の内容と適用要件（地方税法附則第56条第11項及び第14項）

1 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（被災家屋が共有物件の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じた時の相続人
- (3) 被災家屋の所有者と適用家屋に同居する3親等内の親族
- (4) 被災家屋の所有者に合併が生じた時の合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割承継法人

※ 震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象になりません。

2 被災家屋要件

東日本大震災により滅失（流失）し、又は損壊した家屋（地方税法附則第56条第11項）の場合は、解体撤去等の処分をすることが必要です。（市へ被災家屋解体撤去申込をしている場合には、解体撤去前でもかまいません。）

被災家屋の代わりとして取得した家屋で、原則として被災家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限ります。

3 取得期間

平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得された家屋
なお、被災家屋も上記の期間内に処分されていることが要件となります。

4 特例の内容

被災家屋の床面積相当部分に係る固定資産税について、取得の翌年から4年度分が2分の1に減額され、その後2年度分が3分の2に減額されます。